

令和7年度小・中学生の青少年健全育成とPTA活動の振興等に関する陳情書

回 答

令和7年11月21日
福岡県PTA連合会

I 児童生徒の命と健康を守る安全対策（継続要望）

（1）市町村及び県警、関係機関との積極的な連携を深め、児童・生徒の安全がより確かなものとなるよう対策を充実していただきたい。

①校内における安全管理体制・施設設備の充実

- ・警備員の配置促進等市町村との連携による、子どもの生命、安全を守る施策立案

毎年度の始めに、学校安全計画の策定、通学路安全マップの作成、家庭・地域・関係機関と連携した学校安全に関する更なる取組の推進について、市町村教育委員会を通じて各学校にお願いしています。

児童生徒の安全を脅かす不審者情報等の連絡が入れば、直ちに県警や関係機関と連携を図り、近隣の学校に注意喚起しています。

また、警察署等の関係機関と連携して、管理職、学校安全担当者、地域ボランティアを対象に各教育事務所を単位とした学校安全に関する研修会（令和7年度生活安全等）を実施しています。

（義務教育課）

- ・防火機能や防犯対策等の安全にもかかわる、施設整備に関する国庫補助制度の市町村教育委員会への周知

防災機能強化や防犯対策など、児童生徒の安全を確保するための施設整備に対する国庫補助制度もございますので、これらの制度を活用するなどして、施設設備の充実を図るよう小中学校の設置者である市町村に対して指導・助言してまいります。

（施設課）

②通学路周辺の環境整備等、関係機関と連携した安全対策の推進（重点要望）

- ・通学路周辺の環境整備等安全対策に関する相談窓口の周知並びに安全対策に関する活動の情報公開の周知徹底
- ・「通学路安全プログラム」に関する情報公開の周知徹底

児童生徒の通学路の安全確保を推進するため、全市町村において、教育委員会、学校、PTA、地域住民、道路管理者及び警察等で構成する連絡協議会が設置され、通学路安全プログラムが策定されています。

なお、令和3年6月に発生した千葉県八街市の事故を受け、関係機関の連携による通学路の合同点検や、その対策を講じていただいています。県教育委員会としましては、特に教育委員会・学校の対策必要箇所（ソフト面）については、令和5年度中に対策が全て完了しております。

また、推進体制の構成及び基本的方針（通学路交通安全プログラム）の内容等の周知については、ホームページ等での公表が全ての市町村で行われています。

今後も交通安全確保の取組が一層推進されるよう周知徹底を図ってまいります。

（義務教育課）

- ・山間地域のみならず、通学路等においても有害獣（猪、猿等）の目撃が増加し、児童・生徒の事故や生命の危険が懸念されるため、各市町村や駆除可能な団体等への積極的な対応を働きかけると共に、必要な設備等の支援をお願いしたい。

県では令和6年9月に、住宅地に出没するニホンザル・イノシシなどに適切に対処するため、「福岡県野生鳥獣による人的被害防止マニュアル」を策定したところです。

マニュアルでは、県・市町村・関係団体などの連絡体制を整備するとともに、それぞれの役割を明確化しておくことで、状況に応じた必要な対応を迅速に行うこととしています。

生活安全課では、ニホンザル等の出没情報の収集をしており、住宅地に頻繁に出没している場合や人的被害が発生した場合に、府内関係各課、近隣市町村、獣友会へ情報提供を行い、注意喚起や登下校時の見守りなど、それぞれの役割に応じた対応をお願いしているところです。（役割については別紙マニュアル参照）

また、今年度、緊急対策事業として、市町村が実施する住宅地におけるサルの人的被害対策に必要な追払いや捕獲等の道具配備に係る経費について、補助を行っております。

今後も、マニュアルに定めたそれぞれの役割に応じた対応を行うことで、ニホンザル等による人的被害発生及び拡大の防止に努めます。

（生活安全課）

③子どもへの虐待の防止対策及び早期発見に向けた環境の整備

児童虐待の防止や早期発見に資するよう、次のような取組を推進しています。

- 福岡県教育相談ネットワーク会議の実施などにより、児童相談所、警察、知事部局等との連携を図っています。
- 「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き（文部科学省令和2年6月改訂版）」や「学校現場における虐待防止に関する研修教材（令和2年1月文部科学省）」等を活用した校内研修等を行っております。
 - ・教職員が児童相談所長等に、個人情報保護や守秘義務の観点を考慮した上で必要な情報を提供すること等の周知
 - ・児童虐待の早期発見・早期対応、被害を受けた子供の適切な保護等について、連携強化すべき関係機関との連携による速やかな対応への取組を進めるよう周知
- 11月の「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」の実施について、各学校へ周知しています。
- スクールソーシャルワーカーの活用により、家庭環境改善に向けた学校と福祉関連機関との連携強化を図っています。
- 県の指導主事等が要保護児童対策協議会に参加し、その内容を市町村教育委員会や学校へ周知しています。
- 県の相談電話「子どもホットライン24」に、子どもの命に関わるような相談があった際は、福岡県警と連携して対応しています。

（義務教育課）

児童・生徒の命と健康を守る環境の整備として、福岡県立社会教育総合センターにおいて、家庭教育相談「親・おや電話」を開設しており、年間を通じて相談員を配置し、電話や電子メールによる相談に対応しています。

また、自殺予告や児童虐待等、緊急な対応が必要な場合に備え「電話・メール相談における緊急事案対応マニュアル」を策定し、相談員及び職員間で共通理解のもと、関係機関（警察、学校、地教委、児童相談所等）と連携し、迅速かつ的確に対応できるようにしています。

さらに、社会教育総合センターが運営しているウェブサイト「ふくおか子育てパーク」において、発達段階に応じて専門家がアドバイスする「子育てWEB講座」や家庭教育の相談受付や相談機関の紹介をする「子育て相談コーナー」などを掲載し、様々な悩みに対応できる体制を整えています。

(社会教育課)

(2)インターネット環境が常態化している現在、児童・生徒が犯罪に巻き込まれがちな有害サイト等への取り締まり、自粛指導等を関係方面へ強く要請していただきたい。また、児童・生徒がインターネット・携帯電話・スマートフォン等を使用するにあたってのモラル指導の充実を引き続き図っていただきたい。

①有害サイト等の実態把握を行い、小・中・高校生及び保護者への情報提供と支援と指導の充実

○ 有害サイト等への対応については、学校警察連絡協議会で県警担当部署等との連携を図るとともに、管理職や生徒指導担当教員の研修会等において、被害の現状やその防止策について研修を行い、学校での指導に生かしています。

○ 各学校には、契約者である保護者に携帯・スマホ等の取扱いに関する方針を明確にするよう促すことで、学校・家庭・地域が一体となって、PTA・生徒会等が連携して使用時間等のルールづくりを行うよう指導を行っています。

○ オンライン上で違法なギャンブルを行う「オンラインカジノ」やギャンブル等依存症についての理解を深めるとともに、「オンラインカジノ」の利用を防ぐため、中学生と保護者に啓発用チラシを配布しています。

(義務教育課)

有害サイトへの対策として、県では、福岡県青少年健全育成条例に基づき、スマートフォン等を青少年に販売する際、携帯電話販売代理店等が保護者に対してフィルタリングソフトの必要性について説明したうえで、その内容を記載した書面を交付するよう義務付けを行っています。

また、携帯電話販売代理店等に対し、条例に基づく立入調査を実施し、改正内容の周知を図るとともに、必要な指導を行っています。

(青少年育成課)

②SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)に関する問題行動等の実態を把握し広く情報提供を行い、保護者、地域への啓発を目的とした講習会等の充実(重点要望)

○ 全公立学校で情報モラル等の規範意識を育成する学習活動を実施しています。

○ ネット上のいじめの内容を含む「いじめ早期発見・早期対応リーフレット(家庭向け)」を、小中学校の全保護者へ配布しています。

○ 「GIGAワークブックふくおか」という教材を作成し、情報モラル教育の指導を支援しています。

(義務教育課)

県では令和6年度に学校、PTA、通信事業者、国、教育委員会等で構成する「福岡県青少年の安心・安全なインターネット利用推進連絡会議」を設置し、施策の検討・課題の共有等を行い、各機関間で恒常的な連携を図っています。

また、PTAなどや地域団体の求めに応じ、ネット問題に詳しい講師を紹介する「ネット適正利用地域ミーティング」事業を実施し、ネットトラブル等に対する理解の促進を図っています。

(青少年育成課)

(3) アレルギー反応による生命の危険から児童・生徒を守るため、救命救急講習等を、全教職員を対象に行っていただきたい。

アレルギー講習会（エピペンの取扱いを含む。）については、教職員を対象として開催しており、今年度は7月に開催しております。

県教育委員会として、毎年、全ての新任養護教諭及び小・中学校の新任教諭を対象として、AED等を用いた心肺蘇生法等の救急法に関する講習を行い、教職員の資質向上を図っております。

（体育スポーツ健康課）

(4) 学校保健安全法に基づき、小中学校の遊具、施設について安全点検の充実を図り、腐食や危険な実態を把握するとともに市町村に対する改善指導等を継続して適切に行っていただきたい。

小中学校の遊具や施設の安全点検については、設置者である市町村に対し、文書による注意喚起や安全管理のパンフレットの配付などにより、日頃の維持管理の重要性について周知を図っております。

（施設課）

○ 安全点検の実施については、「学校安全の充実について」等の通知文及び学校安全の研修会等を通じて、学校施設及び設備の安全点検を徹底するよう指導しています。

○ 全国で発生した遊具の事故（都市公園含む）については、文部科学省から適宜通知がなされており、「都市公園における遊具の安全確保の指針（改訂第3版）」「学校危機マニュアル作成の手引き」を参考に、特に、実際に遊具を利用する児童生徒の目線で安全点検を実施するよう指導しています。

（義務教育課）

2 教育の充実を図る教職員配置（継続要望）

(1) 小学校における定数欠や中学校における教科欠について、早急に解消していただきたい。（重点要望）

正規教諭の採用数については、退職者を上回る採用を行っており、今年度実施の採用試験においても、昨年度と同程度の採用予定数とし、小中合わせて890人としております。

なお、教員採用試験の案内について、県内外の大学を訪問し、より多くの学生への周知や、令和5年度には、大学等推薦特別選考及び社会人経験者特例、令和6年度には、第一次試験実施時期の前倒しや、大学3年生チャレンジ特別選考、今年度からは、教職等経験者特例や元正規教員特別選考の拡充など、志願者増を図っております。

また、講師の確保については、県の広報紙への掲載、県内外の大学への訪問及び教育事務所による説明会等の取組を行っていますが、近年、正規教諭の採用数を大きく増加させていることもあり、講師が正規教諭に切り替わるなど、講師登録者数が減少しております。このため、退職教員への講師の働きかけや大学と連携した新卒の講師希望者の早期確保に努めています。

（教職員課）

(2) いじめを始め様々な課題解決や学力向上に向けた適正な教員配置をお願いしたい。特に、少人数学習指導などきめ細かな指導と確かな学力定着のため、小学校における専科教員配置や指導方法工夫改善教員・児童生徒支援加配教員等の継続配置及び拡充を推進していただきたい。

(重点要望)

これまで、教職員定数の充実については、都道府県教育長協議会等で要望してきたところですが、特別支援学級の増加や小学校35人学級の進展等により、定数の増となっております。

なお少人数学級の推進については、既存の加配を減ずることなく実施するよう、県独自でも要望をしております。今後も国に加配の充実を要望するとともに定数確保に努めてまいります。

(教職員課)

(3) 外国籍児童・生徒の増加に伴い、学習指導等における教員の負担が増しているため、日本語指導教員等の配置の拡充を図っていただきたい。

日本語指導に係る加配教員については、国からの加配定数を活用し配置しているところですが、平成29年度から10年間で段階的に日本語指導の対象児童生徒18人に対し1人の割合で定数が措置されることとなっております。

県としては、国から配当される定数の効果的な配置に努めてまいりたいと考えております。

(教職員課)

(4) 発達障がい等支援が必要な児童・生徒に対する指導の充実を図るため、加配教員や支援員等の配置増員等による特別支援教育指導体制の整備に努めていただきたい。

発達障がい等支援が必要な児童生徒に対する加配教員の配置については、通級指導教室への定数配置など、国の計画に沿って整備を図っているところです。

また、通級指導に係る加配教員については、国からの加配定数を活用し配置しているところですが、平成29年度から10年間で段階的に通級による指導の対象児童生徒13人に対し1人の割合で定数が措置されることとなっております。

県としては、国から配当される定数の効果的な配置に努めてまいりたいと考えております。

(教職員課)

各学校では、発達障がい等障がいのある児童生徒について、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用に努めており、特別支援教育コーディネーターを指名するとともに、児童生徒の実態把握や支援方策の検討等を行う校内委員会を設置し、一人一人の教育的ニーズに応えるための校内支援体制の充実を図っています。

また、県教育委員会では、専門家による巡回相談や研修会の実施を通して、教員の専門性を向上させるとともに、指導の成果を学校間で円滑に接続できるように「ふくおか就学サポートノート」及び「引き継ぎシート」の活用を推進しています。

さらに、特別支援教育支援員については、国に対し、地方交付税措置のさらなる拡充とともに、確実な配置を実現するために、補助金の創設を要望しているところです。

こうした取組を通して、発達障がいを含む障がいのある児童生徒に対する一貫した継続性のある支援体制の整備に努めています。

(特別支援教育課)

(5) 過疎地域等における児童・生徒数の減少に伴い、廃校や複式学級編制が増えつつある現在、児童・生徒一人一人の学習権保障の立場から、学級編制基準の見直しを国及び文部科学省に要望していただきとともに、県単措置による加配教員配置の小学校への拡大等、弹力的な運用の継続と充実をさらにお願いしたい。

複式学級に係る学級編制基準の見直しについては、都道府県教育長協議会等を通して国に対し要望しているところです。

また、加配教員については、県単措置により、中学校においては複式学級を完全に解消し、小学校においても改善に努めてきたところです。

なお、加配教員の配置拡大については、現在の県の財政状況からも困難であります。

(教職員課)

(6) 中学校における部活動において、部活動指導員を配置する等の予算確保と、指導者の資質向上に努めていただきたい。

また、「部活動の地域移行」について、県としてどのように進めていくかとしているのか、事業実施の意義を保護者等に理解していただくため、十分な周知に努めてもらいたい。(重点要望)

平成30年度から、部活動指導員を配置している市町村に対し、費用の2/3を補助する事業を実施しており、本年度は、7月末時点で28市町から申請がございます。

本事業は補助事業であり、設置者が部活動指導員を任用していないと実施できないため、部活動指導員を任用していない市町村に対して、任用を前向きに検討していただくよう依頼するとともに、必要となる予算の確保について努めてまいります。

また、部活動指導員を対象とした研修会のほか、部活動顧問を対象に「指導力向上研修会」を開催し、部活動に関わる指導者の資質向上と部活動の適切な運営が図られるよう指導しています。

「部活動の地域移行」については、令和7年度までに、休日の部活動を段階的に地域移行していくことを基本としています。しかしながら、改革の実施主体は各市町村であり、具体的な方策等については、地域の実情に応じて各市町村で進めていくことになります。

県教育委員会としましては、各市町村が円滑に改革を進めることができるように部活動改革セミナー等で、適宜情報発信をしてまいります。

(体育スポーツ健康課)

(7) 児童・生徒に安全安心な給食を安定的に提供するとともに、食の安全教育やさらなる食育の充実を図るために、国に対して栄養教諭・栄養職員の配置基準の見直しを行うよう働きかけをお願いするとともに、福岡県独自の基準を設けるなど、時代の変化に即した配置基準となるよう努めていただきたい。

栄養教諭・栄養職員については、国の標準法に沿って配置しております。

栄養教諭の配置基準の見直しについては、全国都道府県教育長協議会や県独自に国に対し要望しているところです。

なお、福岡県独自の基準を設けることについては、現在の県の財政状況からも困難であります。

(教職員課)

3 教育環境の整備(継続要望)

(1) 義務教育の視点に立ち、地域間及び学校間格差が生じないよう教育環境の整備状況について、実態調査を徹底していただき、市町村教育委員会にご指導をお願いしたい。

また、小学校においては段階的に実現している35人学級について、中学校においても実現できるよう努めていただきたい。

法律の改正に伴い、小学校においては、全学年において令和7年度までに段階的に35人学級となるよう導入されており、今年度全学年における35人学級が実現しております。

また、本年6月に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律が成立、公布され、公立の中学校の学級編制の標準について、令和8年度から35人学級に引き下げるよう、必要な措置を講ずるものとされたところです。 (教職員課)

文部科学省及び県独自の実態調査では、児童生徒が1人1台端末を活用して学習を行うことができる環境は十分に整っているものの、地域間及び学校間でその活用状況等に格差があることが分かっています。

このため、義務教育課と各教育事務所の指導主事で構成する学校教育ICT活用推進班を中心に各市町村教育委員会や学校に応じた伴走支援を行っているところです。

今後も引き続きすべての教員がICT機器を効果的に活用することができるよう取り組んでまいります。 (義務教育課)

(2) 全ての市町村において小中学校の体育館、特別教室等の学校施設が児童・生徒の使用に加えて避難所としての使用も想定されるので、設備(空調・トイレ等)の充実をお願いしたい。

小中学校の空調設置やトイレ環境の改善等については、国庫補助対象となっておりますので、これらの補助制度を活用するなどして、施設設備の充実を図るよう小中学校の設置者である市町村に対して指導・助言してまいります。 (施設課)

(3) 公立学校教職員の精神疾患による休職者数は、未だ高い水準である。教職員に対するメンタルヘルスの取組を更に充実するようお願いしたい。

また、学校における働き方改革について、県教委が示す指針の実現に向け、教職員の負担を減らす具体的対応をお願いしたい。

メンタルヘルス対策については、公立学校共済組合や福岡県教職員互助会と連携し、各種相談窓口を設けており、心療内科医や臨床心理士による面談や電話でのカウンセリングをはじめ、LINEやWeb上の相談も可能となっています。教職員がストレス等により悩みを抱えているときに、これらの相談事業を気軽に利用できるよう、今後も周知に努めます。

また、教職員自らがストレス対処法を学ぶ「メンタルヘルスに関する研修」、管理職が職員のストレスに適切に対処するための「ストレスマネジメント研修」等の研修事業も実施しています。

このほか、休職者の円滑な職場復帰についても、引き続き支援を行ってまいります。

また、学校における働き方改革について、県教育委員会では「教職員の働き方改革取組指針」を令和7年3月に改定し、働きやすい職場環境の整備に向けたメンタルヘルス対策の充実や、働き方改革に関する好事例の収集・共有、デジタル採点システムなどの学校のICT化といった取組を追加し、学校と教育委員会の両面から取組を進めているところです。

小中学校における働き方改革については、服務監督権者である市町村教育委員会に対して、県と同様に取り組んでいただくよう、会議等の様々な機会を通じて働きかけを行っています。

このほか、各市町村教育委員会における働き方改革の取組状況の情報収集・提供や、小中学校における働き方改革の取組事例の紹介、諸調査の精査、部活動指導員や各種支援スタッフの配置への助成等を実施しているところです。

(教職員課)

(4)不登校の児童・生徒が増加しているにも関わらず、受け皿となる教育支援センター（適応指導教室）やフリースクール等の既存の支援機関の数やサポートが十分に対応できていないと感じられる。児童・生徒が心身ともに通いやすい距離に学びの場と居場所が設置されるようさらなる支援の充実を検討していただきたい。

- 令和3年12月に「福岡県不登校児童生徒支援グランドデザイン」を策定し、多様で適切な教育機会の確保による社会的自立を目指して、全ての小・中学校、義務教育学校において、不登校児童生徒への適切な支援が行われるよう具体的な取組等を市町村教育委員会及び各学校へ周知しています。
- 令和4年3月に「福岡県不登校児童生徒支援リーフレット」を作成し、教職員、保護者及び関係機関が、不登校の捉え方や支援の在り方について理解を深め、適切な支援の選択や充実に向け連携できるようにしています。本リーフレットには、不登校児童生徒の受け皿となる教育支援センターや相談窓口、民間施設（フリースクール等）や不登校を考える親の会等の情報を掲載し、家庭・学校・関係機関が連携して不登校児童生徒支援の充実が図られるようにしています。
- 令和6年度から「早期アプローチを重視した不登校対策校内支援充実事業」を県内複数の小学校で実施し、教室に入ることに不安を抱える児童のために、教室とは別に当該児童の居場所（校内教育支援センター）を校内に設置し、支援員が学習支援や教育相談等を行っています。
- 今後も引き続き、学校内外での不登校児童生徒への支援充実に努めてまいります。

(義務教育課)

- 令和7年7月から、市町村が主体となり、不登校児童生徒が気軽に立ち寄れる地域の居場所「サポートスポット」をつくり、地域住民の協力のもと、人とのつながりづくりや体験活動を通して社会的自立を促すとともに、不登校に悩む児童生徒の保護者等を対象に、交流会・相談会を実施し、保護者の心理的な負担の軽減や孤立感の解消につなげる取組を行っています。
- また、県立青少年教育施設において、不登校児童生徒の社会的自立心を伸ばすため、キャンプや日帰りイベントを開催しています。
- さらに、学校、福祉部局、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、NPO団体等の関係者やサポートスポットのスタッフが集まり、それぞれの立場で熟議し、支援の在り方について考えています。
- 今後も引き続き、地域総がかりで不登校児童生徒への支援を行ってまいります。

(社会教育課)

4 生徒指導の充実(継続要望)

(1)いじめ・不登校・虐待等の実態把握の上、状況改善に向けて、スクールカウンセラー(SC)、スクールソーシャルワーカー(SSW)等、小・中学校への配置時間の増加等の適切な配置を早急にお願いしたい。

①小・中学校へのSC、SSWの専任配置及び勤務回数・時間の拡充(最低、週8時間の確保)並びに、SC、SSWの配置についての地域・保護者への周知広報の継続・充実

- 県下の公立小・中学校・義務教育学校の全てにスクールカウンセラーを配置しています。
- 各教育事務所管内にスーパーバイザーを配置し、スクールカウンセラーへの指導助言や緊急時の対応等をしています。
- 各学校において、学校通信等の配布や保護者会などの機会を活用して、スクールカウンセラー配置に関する地域・保護者への周知広報を行っています。
- 市町村のSSW配置事業に対し、県が事業費の3分の1を補助することで配置を促進しています。
- 県費で9市町にスクールソーシャルワーカーを配置しており、現在、市町村独自配置を含めると政令市を除く58市町村中、57市町村に配置されています。
- 教育事務所毎にスーパーバイザーを1名配置し、スクールソーシャルワーカーの資質向上のための指導助言等を行っています。

(義務教育課)

②スクールロイヤーの周知、活用の促進

外部からの過剰な要求などに悩む学校が直接弁護士から助言を受けられる相談制度を県教育委員会において実施しています。

今後も、本制度を学校が一層活用できるように取り組んでまいります。

(義務教育課)

③学校外の相談窓口について、保護者への周知広報の継続・充実

- 「不登校の未然防止と支援のための家庭の取組!保護者のアクション3」や「福岡県不登校児童生徒支援リーフレット」を児童生徒や家庭の実態に応じて配布するとともに、「いじめ早期発見・早期対応リーフレット(家庭向け)」「相談窓口紹介カード(電話相談、SNS相談)」を全児童生徒に配布しています。なお、本年度からSNS相談のツールを、これまでの「LINE」に加えて、一人一台端末からも相談ができるよう整備しました。
- 児童生徒の一人一台端末のデスクトップ上に相談窓口のURLのショートカットを保存する等対応を市町村教育委員会にお願いしています。
- 県教育委員会のホームページに、電話・メール相談窓口を掲載しています。

(義務教育課)

福岡県立社会教育総合センターにおいて、家庭教育相談「親・おや電話」を開設しており、年間を通じて相談員を配置し、電話や電子メールによる相談に対応しています。

また、社会教育総合センターが運営しているウェブサイト「ふくおか子育てパーク」内の「子育て相談コーナー」では、家庭教育相談の受付案内や相談機関の紹介、「子育てQ&A」を掲載するなど、様々な悩みに対応できる体制を整えています。

これらの取組については、県立社会教育総合センターで実施される研修会をはじめ、県内各地で開催される各種研修会等において、案内チラシを配布するなど、広報に努めているところです。

さらに、県内の6教育事務所で家庭教育支援リーフレットをそれぞれ作成しており、その全てに各地域の教育相談機関の連絡先等を記載しています。

今後もこれらを活用し周知に努めます。

(社会教育課)

(2) 危険ドラッグ等薬物乱用防止のため、地域・警察との連携等指導体制の整備に努めていただきたい。

体育科・保健体育科の時間はもとより、特別活動や総合的な学習（探求）の時間など、学校の教育活動全体で薬物乱用防止教育に取り組むとともに、薬物乱用防止教室を年間指導計画に位置付けるよう、すべての公立学校に対し指導しています。

また、薬物の危険性に関する教育及び啓発を進める上で、学校薬剤師をはじめ、警察職員や麻薬取締官等の専門的知識を有する外部講師を招聘した「薬物乱用防止教室」を、各学校において年1回以上開催するよう指導しています。その際、福岡県薬物乱用対策推進本部作成の福岡県薬物乱用防止講習会講師団講師名簿を積極的に活用するよう紹介しています。

さらに、政令市を除く公立学校を対象とした「薬物乱用等防止教育指導者養成研修会」を実施し、未成年者による薬物乱用（近年では大麻乱用事案の増加等）に関する情報提供及び児童生徒が自ら薬物を断ることができる実践力を育成するため、多様な指導法（参加体験型等）の工夫を図るよう指導しています。

加えて、県警等関係部局と連携し、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動への児童生徒への参加要請や、資料の配付を行い、薬物乱用防止に係る取組の推進に努めています。

今後も引き続き薬物乱用防止教育の充実を図っていきます。

（体育スポーツ健康課）

(3) 金銭感覚の育成の為、児童・生徒に対する消費者教育の推進をお願いしたい。

近年の経済社会の環境変化に伴う消費者問題の変化の中で、消費者として主体的な判断や意志決定と、自身の生活の向上のために責任ある行動ができる消費者を育成することを目的として、すべての小・中学校で、主に社会科、総合的な学習の時間、生活科、家庭科、技術・家庭科において、学習指導要領の内容に基づいた指導を行っています。

また、福岡県金融広報委員会が委嘱する金融経済教育研究校において、「金銭や物に対する健全な価値観を身につける」ことや「金融や経済の仕組みを理解する」ことなどを目的として実践研究を行っています。

その研究成果は、研究発表会や公開講座等を通して広く県内に普及・啓発されています。

さらに、金融教育に関する作文コンクールへの応募を促し、消費者教育の推進を図っています。

（義務教育課）

(4) 現代社会における多様な性がある中で、性同一性障がいが一般的に認識されてきており、LGBTQ等（性的マイノリティ）当事者は年々増加傾向にある。

差別や偏見をなくし、健全な生活を送る環境を整えるため、当事者を含めた教職員、保護者、児童・生徒に対する知識・対応の普及・啓発を行うとともに、具体的な対策を検討していただきたい。

県教育委員会では、性的マイノリティに対する正しい理解と認識を深め、性的マイノリティの方々が安心して生活し、活躍できる社会の実現に向けた取組を進めています。

性的マイノリティに関わる児童生徒の支援については、当該児童生徒の心情に十分に配慮し、安心して学校生活を送るための支援及び相談体制の充実等を図ることが必要となります。

そのために、性的マイノリティに対する教職員の正しい理解と細かな対応が求められます。

これまで、平成27年5月14日付で「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について（依頼）」、平成28年4月25日付で「『性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）』について（依頼）」を各県立学校長、

各市町村教育委員会教育長あてに発出し、性的マイノリティに対する教職員の理解促進、当該児童生徒への支援及び相談体制の充実等を依頼するとともに、令和4年4月に各学校へ配布した「人権教育研修会資料集」に掲載し、周知を図っています。

また、各種研修会等において教職員の理解を深めるとともに、令和7年3月には人権教育指導者向け学習資料「KARAFULL」に性的マイノリティの人権をテーマとした記事を掲載し、県教育委員会のホームページで公開しています。併せて、関係する視聴覚教材もホームページで紹介し、一般の方にも無償で貸し出しをしています。

さらに、平成30年3月に各学校に配布した人権教育学習教材集「あおぞら2」にも性的マイノリティの人権課題に係る教材を掲載しており、活用促進を図っております。

県教育委員会としましては、性的マイノリティを含む様々な人権課題に関する研究・研修事業及び学習教材や学習資料の作成・配布等を通じて、教職員、児童生徒、保護者が学ぶ機会の充実に努めています。

(人権・同和教育課)

5 PTA活動の振興（継続要望）

(1)家庭教育の充実、学校教育の支援、地域社会との連携を担うPTA活動は、ますます重要性を増している現状をふまえ、PTA活動の更なる充実のため、助成金については従来どおりの確保をお願いしたい。

現在、県PTA連合会に対しては、事業費等に係る助成を行っています。

県としても厳しい財政状況にありますが、PTA活動の重要性に鑑み、補助金の予算確保については、できる限り努力してまいります。

(社会教育課)

(2)保護者が働きながらPTA活動を行えるよう企業等への働きかけをお願いしたい。

県では、仕事と育児が両立できる魅力ある職場づくりを推進するため、企業・事業所のトップ自らが従業員の仕事と子育ての両立を支援する取組を宣言し、実行する「子育て応援宣言企業」の登録制度を実施するとともに、中小企業を対象としたテレワーク、短時間勤務等の柔軟な働き方制度導入に関するセミナーを開催しています。(子育て応援宣言登録企業数:8,905社(令和7年9月末現在)

(労働政策課)

6 その他（継続要望）

（1）県が実施しているコミュニティ・スクール導入促進事業及び地域学校協働活動事業について、事業内容がまだ認知されていないことから広く周知されるよう広報活動等により事業の周知をお願いしたい。

令和2年度から令和4年度まで実施してきたコミュニティ・スクール導入促進事業により、3年間で導入市町村が12市町村、導入した学校が152校増加し、一定の成果が得られたと考えています。

また、令和6年5月1日現在、コミュニティ・スクールを導入している学校は、県内で小学校367校、中学校152校、義務教育学校で6校の計525校であり、昨年と比べると小学校20校、中学校10校、義務教育学校で1校、計31校増加しました（分校を含む）。さらに、導入校がある市町村は55市町村であり令和6年度から1市町村増加しました。

今後は、社会教育課を中心とする教育庁関係課及び教育事務所、関係機関、団体等で構成する「福岡県地域と学校の連携・協働体制構築検討委員会」においてコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の現状・課題を共有しながら、これらの一体的推進を図ってまいります。（義務教育課）

地域学校協働活動事業については、県内6教育事務所が、引き続き実施主体である市町村の担当課や教育長会、校長会などでの事業説明や各種研修会での事業周知に努めているところです。

今後ともコミュニティ・スクールとの一体的推進に向けて周知を図ってまいります。

（社会教育課）